破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２２号
北海道北見市美芳町５丁目５番５号
債務者　廣瀬ちひろ
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
沖縄県浦添市牧港１丁目54番11―305号　渡辺アパート
債務者　下地ゆかり
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５１号
沖縄県那覇市字国場1162番地12　３階
債務者　天野　雄介
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５７号
沖縄県豊見城市字名嘉地111番地１上原コーポ203号
債務者　與那覇千智
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３８１号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺1154番地２、住民票上の住所群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡87番地
債務者　富山武十郎
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３８２号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺1154番地２、住民票上の住所群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡87番地
債務者　富山フミ代
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３９７号
群馬県高崎市中尾町698番地118　マンション関口201号
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４０６号
群馬県藤岡市篠塚633番地　県住Ｃ棟141号
債務者　小幡　愛子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４２２号
群馬県高崎市引間町754番地９
債務者　角田多希子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９７０号
埼玉県入間市扇町屋４丁目１番６号
債務者　手塚麻樹子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８８号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目６番605号、前住所埼玉県坂戸市大字塚越309番地17
債務者　平田　　脩
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９６号
埼玉県富士見市渡戸２丁目９番12号
債務者　伊藤志津男
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４６号
新潟市秋葉区中村487番地５
債務者　青野　純也
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７９号
新潟市西区金巻1121番地
債務者　古寺　敏幸
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３８０号
堺市南区庭代台２丁10番２―205号
債務者　松崎運送こと　松﨑　芳孝
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４６６号
大阪府藤井寺市小山３丁目283番地の１、前住所大阪府藤井寺市津堂２丁目７番42号
債務者　吉　　誠一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４６７号
大阪府藤井寺市小山３丁目283番地の１、前住所大阪府藤井寺市津堂２丁目７番42号
債務者　吉　布美子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係